

第 19 回教育委員会

平成 30 年 8 月 21 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第74号 大阪市社会教育委員の委嘱について

議案第 74 号

大阪市社会教育委員の委嘱について

1 委 嘱

平成30年9月9日付をもって大阪市社会教育委員を委嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	任期	備考
正 岡 明	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	平成30年9月9日 ～ 平成32年9月8日 【第1期目】	
北野 幸子	神戸大学大学院人間発達環境学研究科人 間発達専攻准教授	学識経験のある者	平成30年9月9日 ～ 平成32年9月8日 【第2期目】	

2 説 明

平成30年9月8日付けの任期満了に伴い、二河伊知郎氏の後任として正岡明氏を委嘱する。
北野幸子氏については、再委嘱する。

任期については、大阪市社会教育委員条例第4条により平成30年9月9日から平成32年9月8日までの2年間とする。

大阪市社会教育委員会 委員名簿

太字は委嘱、下線は任期満了

氏 名	代表区分	役 職 名	備考
正岡 明	学識経験のある者	読売新聞大阪本社社会部長	委嘱
北野 幸子	学識経験のある者	神戸大学大学院人間発達環境学研究科人間発達専攻准教授	再委嘱
二河伊知郎	学識経験のある者	読売新聞大阪本社社会部長	任期満了
岡本 栄司	社会教育の関係者	大阪市青少年指導員連絡協議会会長	平成30年4月28日 ～平成32年4月27日 【第2期目】
神部 純一	学識経験のある者	滋賀大学社会連携研究センター教授	平成30年4月28日 ～平成32年4月27日 【第2期目】
木戸 茂	学識経験のある者	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長	平成30年4月28日 ～平成32年4月27日 【第2期目】
高田 一宏	学識経験のある者	大阪大学大学院人間科学研究科 教授	平成30年7月26日 ～平成32年7月25日 【第1期目】
辻本 邦廣	社会教育の関係者	大阪市体育厚生協会副会長	平成30年7月26日 ～平成32年7月25日 【第1期目】
出相 泰裕	学識経験のある者	大阪教育大学教育学部教育協働学科教育心理科学講座 教授	平成30年7月26日 ～平成32年7月25日 【第1期目】
野崎 志帆	学識経験のある者	甲南女子大学文学部 教授	平成30年7月26日 ～平成32年7月25日 【第1期目】
前田 都陽子	学識経験のある者	大阪成蹊大学教職教育推進本部こども教育支援センター長	平成30年4月28日 ～平成32年4月27日 【第1期目】
前田 葉子	社会教育の関係者	大阪市地域女性団体協議会副会長	平成30年7月26日 ～平成32年7月25日 【第1期目】
松山 信繁	社会教育の関係者	大阪市PTA協議会会長	平成30年7月26日 ～平成32年7月25日 【第2期目】
柳本 真知子	学識経験のある者	はぐくみネットコーディネーター	平成30年4月28日 ～平成32年4月27日 【第2期目】
善積 康子	学識経験のある者	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 主席研究員	平成30年7月26日 ～平成32年7月25日 【第1期目】

委員の略歴

○正岡 明(まさおか あきら)氏

＜現職＞読売新聞大阪本社社会部長（平成 30 年～現在）

平成 3 年 読売新聞大阪本社入社

平成 27 年 読売新聞大阪本社論説委員

○北野 幸子(きたの さちこ)氏

＜現職＞神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授（平成 21 年～現在）

平成 10 年 4 月：広島国際大学 医療福祉学部医療福祉学科 助手

平成 14 年 4 月：広島国際大学 医療福祉学部医療福祉学科 講師

平成 16 年 4 月：福岡教育大学 教育学部・大学院教育学研究科 助教授

平成 19 年 4 月：福岡教育大学 教育学部・大学院教育学研究科 准教授

《主な研究分野》

乳幼児教育学、保育学

大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

社会教育法（抄）

（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（削除）

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除